

発足二十周年記念

沖繩関係戸籍先例集

那覇地方法務局

沖繩関係戸籍先例集目次

第一 戸籍の再製関係

- 一、滅失戸籍の再製に関する大臣訓令（昭和四十七年五月十五日法務省民事甲第一七一一号）……………一
- 二、滅失戸籍の再製に関する局長訓令（昭和四十七年五月十五日戸第一四号那覇地方法務局長）……………二
- 三、戸籍等の再製について（昭和四十七年五月十五日戸第一五号那覇地方法務局戸籍課長依命通知）……………三
- 四、戸籍等の再製について（昭和四十七年五月十五日戸第一六号那覇地方法務局長通達）……………五
- 五、在ブラジル沖繩在籍者の滅失戸籍等の再製……………五
- 六、在ブラジル沖繩在籍者の滅失戸籍等の再製手續について（昭和五十四年五月三十日戸第一五六号那覇地方法務局長通達）……………八
- 七、福岡法務局から引き継ぎを受けた仮戸籍に基づく戸籍の再製について（昭和五十五年二月五日戸第一六四号那覇地方法務局長通達）……………九
- 八、福岡法務局から引き継ぎを受けた仮戸籍に基づく戸籍の再製について（昭和五十五年二月五日戸第一六六号那覇地方法務局戸籍課長依命通知）……………三

九、沖縄に本籍を有するハワイ在住者の戦災滅失戸籍の再製について（昭和五十八年四月五日法務省民二第二三三六号法務省民事局第二課長通知）……………三

第二 沖縄の復帰に伴う事務取扱関係

一、沖縄の復帰に伴う民事行政事務の取扱いについて（昭和四十七年五月十五日法務省民事甲第一七八三号法務省民事局長通達）……………二五
二、沖縄の復帰に伴う戸籍事務の取扱いについて（昭和四十七年五月十五日法務省民事二第八八四号法務省民事局第二課長依命通知）……………三

三、沖縄の復帰に伴う戸籍事務の取扱いについて（昭和四十七年五月十五日法務省民事甲第一七九三号法務省民事局長通達）……………三

二、沖縄の復帰に伴う重複戸籍の整序について（昭和四十七年十二月十二日戸第九〇号那覇地方法務局長通達）……………四

三、福岡戸籍の氏変更を現地戸籍に移記する場合の取扱いについて（昭和四十七年十二月十二日戸第二七四号那覇地方法務局長通達）……………四

四、沖縄県の市町村と本土市町村とに重複して戸籍を有する者の戸籍の整序について（昭和四十八年三月三十日戸第四九九号那覇地方法務局長通達）……………五

第四 戸籍訂正関係

一、無籍者となった者の取扱いについて（昭和四十七年十月九日戸第二二八号那覇地方法務局長通達）……………五

二、海外に在住する沖縄在籍者の戸籍訂正につ

四、沖縄関係戸籍事務所の廃止に伴う戸籍関係事務の処理について（昭和四十七年五月十五日法務省民事甲第一七九四号法務省民事局長指示）……………三

五、福岡法務局長から引き継ぎを受けた簿書類の処理について（昭和四十七年九月一日戸第一八六号那覇地方法務局長通達）……………三
六、福岡法務局長から引継ぎを受けた簿書類の処理について（昭和四十七年九月三日戸第二〇四号那覇地方法務局戸籍課長依命通知）……………三

第三 戸籍の整序関係

一、福岡戸籍等の処理をした結果管内市町村間において複本籍が生ずる場合の処置について（昭和四十七年十二月四日戸第三三八号那覇地方法務局長通達）……………四

二、昭和四十七年十二月六日戸第三四四号那覇地方法務局長通達）……………五

三、改製戸籍に誤記又は遺漏がある場合の戸籍訂正について（昭和四十七年十月十八日戸第三八〇号那覇地方法務局長通達）……………五

四、戸籍整備法に基づいて再製された戸籍の記載遺漏、錯誤等の訂正について（昭和四十七年十二月十八日戸第三八一号那覇地方法務局長通達）……………五

五、国籍留保の届出期間経過後になされた出生届に基づき記載されている者の戸籍の訂正について（昭和四十八年四月十一日戸第五八六号那覇地方法務局長通知）……………六

六、報告的届出事件について事件発生の日を届出年月日後の日に訂正することの戸籍訂正許可の裁判があった場合の取扱いについて（昭和四十八年六月三十日戸第一一八一号那覇地

方法務局長通達).....六

七、親子関係不存在確認の裁判等によって戸籍訂正の申請がなされ、その結果正当な届出義務者から出生届がなされる場合の取扱いについて(昭和四十八年七月十一日戸第一二四二二号那覇地方方法務局長通達).....五

八、戦災滅失戸籍の再製完了までの間に届け出された事件等の取扱いについて(昭和四十八年八月二十日戸第一五二八号那覇地方方法務局長通達).....六

九、戦災滅失戸籍の再製完了までの間に届出された事件等の処理について(昭和四十八年八月二十日戸第一五三〇号那覇地方方法務局戸籍課長依命通知).....六

十、市町村長の過誤により戸籍に誤記した場合の職権訂正について(昭和四十九年七月十二日戸第一二八〇号那覇地方方法務局長通達).....六

依命通知).....七

十五、戸籍整備法施行前に受理された婚姻届の処理について(昭和六十一年十月二十四日戸第六五八号那覇地方方法務局長回答).....七

十六、外務省を経由して本籍市町村長に送付された外国在留邦人の戸籍再製、戸籍訂正、戸籍届出等の事務取扱いについて(平成二年三月十三日戸第三七六号那覇地方方法務局戸籍課長依命通知).....八

十七、再製の際の遺漏及び錯誤による戸籍訂正の取扱い及び記載例について(平成二年二月九日戸第二〇四号那覇地方方法務局戸籍課長依命通知).....八

第五 雑則

一、復帰前における沖縄戸籍の概要.....八五

十一、市町村長の過誤により戸籍に誤記した場合の職権訂正について(昭和四十九年七月十二日戸第一二八一号那覇地方方法務局戸籍課長依命通知).....六

十二、在外公館において受理送付した戸籍関係届書の取扱いについて(昭和五十四年四月二十五日戸第四四〇号那覇地方方法務局戸籍課長依命通知).....七

十三、復帰前に福岡法務局沖縄関係戸籍事務所長が受理又は送付を受けた届書類を戸籍再製後に処理する場合の取扱いについて(昭和五十五年三月十三日戸第三九一号那覇地方方法務局戸籍課長依命通知).....七

十四、戸籍整備法第六条に基づく申告又は届出遺漏に伴う戸籍記載の申出及び死亡届受否伺い事件の処理について(昭和五十六年三月三十一日戸第三四四号那覇地方方法務局戸籍課長

二、沖縄戸籍の年表.....二二

三、復帰に際し福岡法務局から引継ぎを受けた戸籍関係簿書類の整理保管について(昭和五十五年十一月二十日戸第一四四七号那覇地方方法務局戸籍課長依命通知).....二四

四、貸与届書類及び引継届書類の保管替えについて(昭和六十三年十二月十二日戸第一三五〇号那覇地方方法務局長通達).....二九

五、昭和二十三年一月一日から昭和三十一年十月三十一日までの間に沖縄関係戸籍事務所長又は本土の市町村長が受理した沖縄在籍者の戸籍届書類に関する沖縄現地の処理要領(一九六〇年六月八日法務局長通達法民第四五八号).....三七

六、第二十二回(昭和五十六年度)沖縄県連合戸籍・住民基本台帳事務協議会総会の協議問題について.....三五

第六 資料

- 一、ニミツ布告（一九四五年米國海軍軍政布告
第一号）……………一三
- 二、琉球政府の設立（一九五二年二月二十九日
米國民政府布告第一三号）……………一六
- 三、琉球政府章典（一九五二年二月二十九日米
國民政府布令第六八号）……………一四
- 四、永住許可について（一九五四年六月二十一
日米國民政府指令第五号）……………一四
- 五、琉球列島への転籍（一九五四年七月二十三
日米國民政府指令第六号）……………一五
- 六、戸籍に関する文通（一九五五年七月六日米
國民政府指令第六号）……………一五
- 七、臨時戸籍事務取扱要綱（一九四六年十一月
十六日沖繩民政府総務部長通牒）……………一五
- 八、戸籍整備法（一九五三年十一月十六日立法
第八六号）……………一五
- 九、戸籍整備法施行規則（一九五四年二月二十
日規則第一四号）……………一三
- 十、民法（一九五五年十二月三十一日立法第八
四号）……………一五
- 十一、戸籍法（一九五六年十二月三十一日立法
第八七号）……………一三〇
- 十二、戸籍法施行規則（一九五七年四月四日規
則第二五号）……………一四三